

別 表 1 (第2条、第5条関係)

事業名	経費	補助率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
1 経営所得安定対策等推進事業	市町村等が行う経営所得安定対策の申請手続き支援等に要する経費	定 額	事業費の30%を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。
2 産地生産力強化総合対策事業	1 園芸作物支援対策 (1) 新規園芸品目導入支援事業 (2) 省力化支援事業 (3) 生産力強化支援事業 2 土地利用型作物支援対策 (1) 産地拡大支援事業 (2) 飼料作物支援事業 (3) 主要農作物種子支援事業	4 / 1 0 以内 ただし、水稻からの転換又は水稻との複合経営として園芸品目を新規導入する場合は1 / 2 以内 また、野菜及び花きの永年性作物を新規導入する場合の初期生産資材は定額 1 / 3 以内 ただし、以下の①又は②に該当する場合は4 / 1 0 以内 ①加工・業務用の契約出荷に係る取組 ②30a以上の水田を受益とする取組 1 / 3 以内 1 / 3 以内	事業費の20%を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。

事業名	経費	補助率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
3 指定野菜価格安定資金造成事業	福島県青果物価格補償協会が独立行政法人農畜産業振興機構において、指定野菜の価格低落時に交付する補給準備金の造成を行うにあたり、独立行政法人農畜産業振興機構に対して納付を要する経費	定額	事業費の20%を超える増減。 補助金の増額。	
4 特定野菜価格安定資金造成事業	福島県青果物価格補償協会が特定野菜の価格低落時に交付する補給準備金の造成に要する経費	定額	事業費の20%を超える増減。 補助金の増額。	
5 青果物価格安定資金造成事業	福島県青果物価格補償協会が青果物等の価格低落時に交付する補給準備金の造成に要する経費	定額	事業費の20%を超える増減。 補助金の増額。	
6 果樹園地継承促進事業	次に掲げる事業の実施に要する経費 1 地区推進事業	定額	事業費の20%を超える増減。 補助金の増額。	業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。
7 ふくしまの工芸農作物等産地支援事業	次に掲げる事業の実施に要する経費 1 葉たばこ安全性向上対策事業 2 ふくしまの蚕糸産地機能強化対策事業	定額 定額 (1箱当たり750円)	事業費の20%を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。
8 畑作物の産地形成・強化事業	次に掲げる事業の実施に要する経費 1 収量確保・品質向上支援事業に要する経費 2 産地強化活動支援事業に要する経費	1／2以内 定額 (上限300千円)	事業費の20%を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。

事業名	経費	補助率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
9 ふくしま米消費拡大推進事業	福島県米消費拡大推進会議が行うふくしま米のキャンペーンクルーの選考や各種キャンペーン等によるふくしま米の風評払拭・消費拡大・需要拡大活動等に要する経費	定額	事業費の30%を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。
10 「ふくしまならではの花き」産地育成支援事業	次に掲げる事業の実施に要する経費 1 「ふくしまならではの花き」安定供給	定額 (りんどう「天の川」:120円/本) (カラー「はにかみ」「ミルキームーン」「キビタンイエロー」:152円/本)	事業費の20%を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。
11 「ふくしまプライド。」県産農林水産物販売力強化支援事業	県内に主たる事務所を置く民間団体及び県域農業団体が、GAPによる生産物のPRやパッケージングの向上など、販売・消費の拡大を図るための国内における県産農林水産物の販売・PR活動に要する経費	定額	事業費の30%を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。
12 農産物等海外販路開拓支援事業	次に掲げる事業の実施に要する経費 1 (海外販路拡大事業) 海外での商談会等のイベント、海外百貨店等における個別商談及び市場調査、海外輸出のための情報収集等に要する経費 2 (輸出環境整備事業) 輸出対象国(地域)が求める検疫等の条件への対応(証明書取得、検疫官の招へい、輸送試験及び保存試験等)、海外バイヤーの招へい等に要する経費	補助対象経費の3/4以内(ただし、補助額は民間団体につき1,500千円を上限とし、県域農業団体につき3,000千円を上限とする。) 定額(ただし、補助額は民間団体につき1,500千円を上限とし、県域農業団体につき3,000千円を上限とする。)	事業費の30%を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。

事業名	経費	補助率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
13 地域産業6次化ステップアップ強化事業	次に掲げる事業の実施に要する経費 1 売れる6次化商品実践事業 県産農林水産物を活用した6次化商品を自ら生産に取り組むために必要な加工機械等の整備に要する費用	補助対象経費の1／2以内（ただし、補助額は750千円を下限として、3,000千円を上限とする。）	事業費の20％を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。
14 「チームふくしまプライド。」活動支援事業	次に掲げる事業の実施に要する経費 1 福島フードファンクラブ運営 2 販路開拓支援 3 県産農林水産物等の情報発信 4 その他事業目的達成に必要な事項	定 額	事業費の30％を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。
15 福島県産農産物等販路拡大タイアップ事業	原子力被災12市町村において農産物等の販路開拓のコンサルティング等に要する経費	定 額	事業費の30％を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。
16 県オリジナル米産地力強化支援事業	「福、笑い」等の作付拡大を目指すモデル産地における良食味で高品質な米を生産するために必要な機器等のリース整備に要する経費	物件価格の1／2以内 （上限3,500千円）	事業費の30％を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。
17 県オリジナル酒米産地力強化支援事業	次に掲げる事業の実施に要する経費 1 県産米日本酒ブランド化推進事業 2 「福乃香」利用拡大推進事業	定額（ただし、機器等のリース整備及び日本酒試作に係る原料費は1／2以内） 定 額	事業費の30％を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。

事業名	経費	補助率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
18 水田麦・大豆産地生産性向上事業	次に掲げる事業の実施に要する経費 1 水田における麦・大豆の団地化推進 2 水田における麦・大豆の先進的な営農技術の導入 3 水田における麦・大豆の生産性の向上に向けた機械施設の導入等	定 額 定 額 (上限15千円/10a) 1 / 2 以内	事業費の30%を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。
19 園芸グローバル産地育成強化事業	次に掲げる事業の実施に要する経費 1 グローバル化実践支援事業 2 ふくしまブランド産地整備事業	定 額 2 / 3 以内	事業費の30%を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。
20 ふるさとの農林漁業体験支援事業	県内に主たる事務所を置く民間団体等が行う、子どもを対象とした食育推進活動に要する経費	定 額 (上限 1 事業当たり1,100千円)	事業費の増額又は事業費の20%を超える減額。 補助金の増額。	事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。
21 ふくしまのももブランド強化安定生産対策事業	次に掲げる事業の実施に要する経費 1 ふくしまのもも担い手ステップアップ事業 (1) 共同防除組織等の担い手確保・育成 (2) 地域ぐるみの春型枝病斑等の除去実践 (3) 共同薬剤防除の高度化 2 ふくしまのもも産地再生支援対策事業	定 額 定 額 1 / 2 以内 5 / 6 以内	事業費の30%を超える増減。 補助金の増額	事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。
22 県育成いちご品種活用産地づくり総合支援事業	次に掲げる事業の実施に要する経費 1 産地づくり支援事業 (1) 品種導入支援事業	2 / 3 以内、定額	事業費の30%を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。

事業名	経費	補助率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
23 風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業	果樹及び野菜について、市場等からの信頼回復に向けた取組、風評払拭に向けた取組、創意工夫をこらした取組（オンリーワンの取組）、新たな挑戦に係る取組を行うために必要な次に掲げる経費 1 産地活動支援事業 2 生産体制強化支援事業	定 額 1 / 2 以内	事業費の30%を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。
24 土地利用型作物作付拡大推進事業	非主食用米や土地利用型作物等への作付け拡大の取組に係る経費	定 額	事業費の増額又は事業費の20%を超える減額。 補助金の増額。 経費間の20%を超える配分変更。	事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。
25 地域特産活用産地づくり支援事業	次に掲げる事業の実施に要する経費 1 生産振興事業 (1)整備事業 (2)種子確保事業 2 需要拡大・地域連事業 (1)産地競争力強化事業	1 / 2 以内、定額 定 額 定 額	事業費の30%を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。
26 園芸生産拠点育成支援事業	次に掲げる事業の実施に要する経費 1 生産拠点育成整備事業 2 生産拠点推進事業	国 1 / 2 以内 県 1 / 1 0 以内 定 額	事業費の30%を超える増減。 補助金の増額	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。

別 表 2 （第 1 5 条関係）

事 業 名
・ 経営所得安定対策等推進事業 （県全域又は農林事務所の管轄を越えて広域に及ぶ団体が事業実施主体である場合を除く。） ・ 産地生産力強化総合対策事業 （事業受益地区が県全域に及ぶ場合を除く。） ・ 果樹園地継承促進事業 ・ 畑作物の産地形成・強化事業 （事業実施主体が県全域に及ぶ団体又は事業実施地区が農林事務所の所管地区を越える広域である場合を除く。） ・ 「ふくしまならではの花き」産地育成支援事業 （事業受益地区が県全域に及ぶ場合を除く。） ・ 「ふくしまプライド。」県産農林水産物販売力強化支援事業 （県域農業団体及び、農業協同組合が事業実施主体であって事業受益地区が農林事務所の所管地区を超える広域である場合を除く。） ・ 県オリジナル米産地力強化支援事業 （事業実施主体が県全域に及ぶ団体又は事業実施地区が農林事務所の所管地区を越える広域である場合を除く。） ・ 県オリジナル酒米産地力強化支援事業 ・ 水田麦・大豆産地生産性向上事業 ・ 園芸グローバル産地育成強化事業 （事業受益地区が県全域に及ぶ場合を除く。） ・ ふくしまのももブランド強化安定生産対策事業 （事業受益地区が県全域に及ぶ場合を除く。） ・ 県育成いちご品種活用産地づくり総合支援事業 （事業受益地区が県全域に及ぶ場合を除く。） ・ 風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業 （事業受益地区が県全域に及ぶ場合を除く。） ・ 土地利用型作物作付拡大推進事業 ・ 地域特産活用産地づくり支援事業 （事業受益地区が県全域に及ぶ場合を除く。）

別 表 2 （第 1 5 条関係）

事 業 名
・園芸生産拠点育成支援事業 （事業受益地区が県全域に及ぶ場合を除く。）